

令和3年長審第19号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月7日11時25分

長崎県口之津港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	4.4トン	
登録長	11.11メートル	10.25メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	228キロワット	242キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年1月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側からレーダー、1号GPSプロッター及び魚群探知機、左舷側に2号GPSプロッター、右舷側に自動操舵装置、機関回転計及び機関遠隔操縦装置、操舵室後壁左舷外側に遠隔操舵及び機関遠隔操縦両装置を組み込んだ三連ダイヤル式のコントローラーをそれぞれ備えた、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客8人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和2年11月7日05時30分熊本県三角港の係留地を発し、早崎瀬戸西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、操舵室左舷後方でコントローラーによる操船を行っており、Aが15ノット以上の速力で航行すると船首部が浮上し、同位置で立った姿勢で前方を見ると、左舷側1度及び右舷側10度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、07時00分前示釣り場に到着し、釣り客に遊漁を行わせた後、10時55分同釣り場を発進して口之津港東方沖合約7海里の釣り場に向かい、コースアップ表示で0.75海里レンジ設定としたレーダー及びGPSプロッター2台をそれぞれ作動させ、釣り客

5人を船首部に3人を船尾部にそれぞれ待機させ、自らは操舵室左舷後方で立った姿勢でコントローラーによる操船に当たり、11時00分半少し前口之津灯台から220度（真方位、以下同じ。）2.35海里の地点で、針路を前示釣り場に向く069度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分2,000にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、船首死角が生じた状態で進行した。

a受審人は、11時22分口之津灯台から087.5度3.41海里の地点に達したとき、正船首1,390メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船がほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したとき船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、11時25分口之津灯台から084度4.13海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首部がBの右舷船尾部に後方から21度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成9年2月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側からレーダー、魚群探知機一体型のGPSプロッター及び機関回転計、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、有効な音響信号を行うことができる手段として電子ホーンを装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、いず

れも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、同日10時10分三角港の係留地を発し、口之津港東方沖合約4海里の釣り場に向かった。

b受審人は、島原湾及び湯島瀬戸を西行した後、10時40分前示釣り場に至り、11時10分前示衝突地点付近で、船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、同乗者2人が右舷船首部で右舷方を向き、自らは左舷船首部で左舷方を向いて、それぞれ座った姿勢で釣り竿各1本を出して釣りを始めた。

b受審人は、11時22分衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、右舷船尾21度1,390メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、11時25分僅か前同乗者にAの接近を知らされ、右舷船尾至近に迫った同船を認めただものの、どうすることもできず、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要さない擦過傷等を生じ、Bは、右舷船尾部外板及び操舵室に圧壊等を生じて後に廃船処理され、Bの同乗者2人及びb受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、口之津港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び

海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶に適用する定型的航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、口之津港東方沖合において、釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、口之津港東方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したとき船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bの同乗者2人及びb 受審人が負傷する事態を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、口之津港東方沖合において、釣りを行うため漂流する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂流中の自船を

避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、前示の事態を生じさせるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和5年5月24日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁